

中小企業等省エネ設備更新

担当課：産業部商工振興課

概要	市内に主たる事業所を有する中小事業者等でLED照明器具、エアコン又は冷凍冷蔵設備の更新に対し補助金を交付(※中小企業等省エネ設備導入臨時経済対策事業補助金を受けていない者で1事業所当たり1回限り)
対象製品	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明器具 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2020年度) ・エアコン 次の区分ごとの基準を満たすエアコンに更新した場合に補助 <ul style="list-style-type: none"> ① 家庭用エアコン(壁掛型) 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2027年度) ② 家庭用エアコン(壁掛型以外、マルチタイプ) 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2029年度) ③ 業務用エアコン 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2015年度) ・冷凍冷蔵設備 次の区分ごとの基準を満たす冷凍冷蔵設備に更新した場合に補助 <ul style="list-style-type: none"> ① 家庭用冷凍冷蔵設備 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2021年度) ② 業務用冷凍冷蔵設備(ショーケース以外) 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2016年度) ③ 業務用冷凍冷蔵設備(ショーケース) 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2020年度)
補助額	対象製品の購入等合計金額(消費税及び地方消費税を除く)の2分の1を補助(千円未満切り捨て。上限50万円)
期間	補助対象期間：令和6年12月31日まで 申請受付期間：令和6年7月1日から令和6年9月30日まで (市が交付決定後に更新を実施し、実績報告) 実績報告締切：令和7年1月31日まで
条件	補助対象経費が10万円以上のもの 市内の事業者が発注を行うもの
予算額	20,000,000円